

名古屋市プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第74号

名古屋市プール条例の一部を改正する条例

名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「別表第2」の次に「又は別表第3」を加え、同項ただし書を削る。

別表第1 2 個人使用の表港プール等の項中

「

100円 (300円)

 を

」

「

150円 (450円)

 に改める。

」

別表第2 1 専用使用の表名古屋市南陽プールの項中

「

300円	300円	300円	350円
------	------	------	------

を

」

「

450円	450円	450円	500円
------	------	------	------

に改める。

」

別表第2 2 個人使用の表中

「

200円 (500円)	11回分 2,000円 (5,000円) 25回分 4,000円 (10,000円)	1月券 2,000円 (4,000円) 1年券 16,000円 (32,000円)
200円 (500円)	11回分 2,000円 (5,000円) 25回分 4,000円 (10,000円)	1月券 2,000円 (4,000円) 1年券 16,000円 (32,000円)

を

」

「

300円 (600円)	11回分 3,000円 (6,000円) 25回分 6,000円 (12,000円)	1月券 2,400円 (4,800円) 1年券 19,200円 (38,400円)
300円 (600円)	11回分 3,000円 (6,000円) 25回分 6,000円 (12,000円)	1月券 2,400円 (4,800円) 1年券 19,200円 (38,400円)

に改める。

」

別表第3 を次のように改める。

別表第3

使用区分	区分	利用料金の基準額	
		1回	回数券

大型自動車（1台につき）	名古屋市鳴海プール	2,000円	
	名古屋市南陽プール	1,200円	
普通自動車（1台につき）	名古屋市鳴海プール	500円	11回分 5,000円 25回分 8,300円
	名古屋市南陽プール	300円	11回分 3,000円 25回分 5,000円
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。			

別表第4中

「

11回分	1,000円 (3,000円)		
11回分	2,000円 (5,000円)	1月券	2,000円 (4,000円)
25回分	4,000円 (10,000円)	1年券	16,000円 (32,000円)

を

」

「

11回分	1,500円 (4,500円)		
11回分	3,000円 (6,000円)	1月券	2,400円 (4,800円)
25回分	6,000円 (12,000円)	1年券	19,200円 (38,400円)

に改める。

」

附 則

- この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の名古屋市プール条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請

し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。

- 4 この条例による改正前の名古屋市プール条例の規定に基づいて交付されている回数券等を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。